

建築士法第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号の規定に基づき、知事が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。

- 一 次表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあつては修了)した後、それぞれの区分に応じ、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
学校教育法による大学 又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目	2年
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第749号の第一第1号又は第2号に規定する科目	0年
	令和元年国土交通省告示第749号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	3年

(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

- 二 次表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科

目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第一第1号又は第2号に規定する科目	0年
		令和元年国土交通省告示第749号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第一第1号又は第2号に規定する科目(同告示第一第1号及び第2号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

五 この指定の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和48年告示第126号（以下「旧告示」という。）第1号から第8号に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号から第8号（以下「旧告示第1号等」という。）に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの過程に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上有することとなる者

六 施行日前から引き続き旧告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

七 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この指定は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日（令和2年3月1日）から施行する。